

## 特集：裁判における法解釈と体制転換

## 現代中国における司法解釈と案例

徐 行

## はじめに

従来、中国ではトップダウン式の法形成が重視されてきた。ただし、それは単に立法権をもつ全国人民代表大会とその常務委員会による立法活動を指すのではなく、国務院を代表とする行政機関も、最高人民法院を代表とする司法機関も会期の短い人大に代わって、積極的にルール形成活動を行ってきた。特に司法による法形成は特徴的である。というのは、裁判官が制定法に対して解釈を行うことは許されないと解されており、如何なる裁判例も先例としての拘束力がないと考えられてきた<sup>1</sup>。判例による法形成がない以上、司法における法形成活動はもっぱら「司法解釈」を代表とする通達文書によって行われてきた<sup>2</sup>。その多くは「解釈」とどまらず、法解釈の名を借りた事実上の立法となり、法の不足を補うと同時に、法適用の統一をも図っている。

ただし、日本の最高裁判例のように、事実上の法源として機能し、時々法解釈を通じて新しいルールを形成する裁判例はないものの、中国の最高法院も20世紀の80年代半ばから裁判例（いわゆる案例）を選択的に公表し、それを通じて下級法院の裁判活動を指導してきたとされている<sup>3</sup>。同時に、学界では現場の裁判官の具体的な裁判活動を通じて、法を形成する可能性が注目され、判例制度の導入に関する議論も次第に活発に行われるようになった<sup>4</sup>。さらに、2005年には最高法院が案例の機能強化を図るために、「案例指導制度」の確立を目標として打ち出した。一部の法院はそれに先駆けて、案例に先例拘束性を認める実験的な試みを導入したこともあって、案例をめぐる改革はまさに現在進行中である。

本稿は司法解釈と案例の歴史を振りかえつつ、司法解釈によるトップダウン式の法形成の現状と問題点を検討し、案例による法形成に関する議論や案例指導制度をめぐる改革の現状を紹介する。改革によって、法解釈のあり方や司法による法形成のやり方に如何なる変化が生じているのか（あるいは生じていないのか）を明らかにする。

## 1. 司法解釈の現状と問題点

## (1) 歴史

司法解釈の歴史は2つの転換点を境に3つの時期に分けることができる。1つ目の転換点の前後では、立法作業の進み具合に天と地の差があるため、司法解釈の内容もそれに合わせて大きく

変化した。法体系の整備へのきっかけとなった刑法と刑事訴訟法(両者とも1979年7月1日採択)の制定<sup>5</sup>がそれである。2つ目の転換点は最高法院「司法解釈業務に関する若干規定」(法発[1997]15号、1997年6月23日発布、同年7月1日施行)の公布である。その後、司法解釈は完全に公開され、所定の手続を経て制定されるようになり、「案件処理の『秘密兵器』」<sup>6</sup>としての性格を完全に払しょくした。

①1949年建国から1979年7月までは、立法作業の遅れの影響で、司法解釈の法解釈としての性格が極めて弱く、政策解釈や「立法」としての性格が極めて強かった。最高法院の司法解釈権を認めた最初の法的根拠は、全人大常務委員会「法律解釈問題に関する決議」(1955年6月23日採択)であり、「最高人民法院裁判委員会は裁判における法律、法令の具体的な適用に関する問題に対して解釈を行う」(2条)と規定した。しかし、法解釈の性格をもつ司法解釈の数はごく限られていた。解釈の対象となる法がほとんど整備されていないのは大きな原因の一つであるが、解釈の対象があるにもかかわらず、法を解釈しようとしないうる現象も見られる<sup>7</sup>。また、この時期の司法解釈はほとんど内部文書として扱われていて、公表されていなかった<sup>8</sup>。形式的にも統一されておらず、制定手続も不明確であった。

②1979年7月以降から1997年6月までの間は、法体系の整備が進むにつれて、司法解釈は政策解釈としての機能が弱まり、法解釈あるいは法解釈の外観をかたどった法形成としての機能が強まって、内容面で大きな変化が現れた。

この時期の司法解釈は政策解釈からの脱却を始めたが、その過程は漸進的であった。例えば、1984年8月30日に公布・施行された最高法院「民事政策法律の執行を貫徹する若干の問題に関する意見」という司法解釈は、まだ先に各種の問題に関する政策を示し、続いて具体的な処理意見を箇条書きの形式で規定するという体裁を採用していた。その後、民法通則が1987年1月1日に施行され、同年に開かれた6期人大5次会議において鄭天翔院長は最高法院活動報告で、「……民法通則、経済契約法、涉外経済契約法などの法律に依拠して、できる限り司法解釈を作成する」と述べて、初めて法律に依拠して司法解釈を作成するという目標を打ち立てた。

なお、この時期の司法解釈は手続の面でも一定の変化を見せた。まず、1985年に「最高人民法院公報」の創刊とともに、司法解釈が定期的に公表されるようになった<sup>9</sup>。ただし、当時最高法院公報に掲載された司法解釈の一部は内部文書として下達されたものと異なる場合もあり、公開の不十分さが指摘されている<sup>10</sup>。

そして、司法解釈が裁判文書において引用できるようになった。最高法院は「法律文書の作成において、法律規範性文書を如何にして引用すべきかに関する批復」(1986年10月28日公布)において、法律文書における司法解釈の引用を否定したのに対して、1994年7月8日の最高法院裁判委員会第668回会議は、「今後司法解釈を適用して判決を下した事案について、判決書と裁定書において、適用した司法解釈を引用しなければならない」と決定した<sup>11</sup>。司法解釈は正式に裁判の根拠となったわけである。

③1997年「司法解釈業務に関する若干規定」が施行されて以降、最初の手続規定の導入によって、形式面の適正化が図られて、司法解釈の改革はさらに深化した。

まず、建国後48年間混乱していた司法解釈の文書番号が「法釈 [XXXX] ○○号」に統一され<sup>12</sup>、文書番号だけで司法解釈を識別できるようになった。そして、「若干規定」は初めて司法解釈の制定手続を具体的に規定した。それ以降の司法解釈は最高法院公報を通じて完全に公開されるようになり、引用できる裁判規範として定着したのである<sup>13</sup>。

内容から見ても、法整備の成果が反映されて、政策解釈の痕跡はほとんど消えた。逆に、「この段階（1998年以降）の司法解釈はもはや完全に立法化へと移り変わった」<sup>14</sup>とされているように、法の不足を補うため、司法解釈の法形成の側面がいつそう際立つようになった。

なお、2007年には最高法院「司法解釈業務に関する規定」（法発[2007]12号、2007年3月9日発布、同4月1日施行）（以下「司法解釈規定」と略す）が制定され、司法解釈に関するより詳細な手続規定が施行された。そして、2009年3月17日に公布された「人民法院第三次五カ年改革綱要」は、「司法解釈の統一と権威を保障する」ことを改革の目標として掲げた。それを見るかぎり、司法解釈に関する改革はまだ完成したわけではないが、その重心は手続の適正化と質の改善から実効性の確保へと移行したと思われる。

## (2) 法的根拠と手続規定

最高法院に司法解釈を制定する権限を与える現行法律は、全国人民代表大会常務委員会「法律解釈活動の強化に関する決議」（1981年6月10日採択、以下「決議」と略す）2条と人民法院組織法32条である。前者は、「最高人民法院は人民法院の裁判活動における法律、法令の具体的な適用問題に関して解釈を行う。最高人民検察院は人民検察院の検察活動における法律、法令の具体的な適用問題に関して解釈を行う。最高人民法院の解釈と最高人民検察院の解釈の間に原則的な食い違いがある場合、それを全国人民代表大会常務委員会に報告し、その解釈あるいは決定を伺うべきである」と規定している。後者の規定は「決議」2条前段と同旨である。

司法解釈の効力や公布の形式、制定・改正・廃止の手続などを詳しく規定した最新の手続規定は2007年の「司法解釈規定」である（表1参照）。

①司法解釈の効力に関する規定は1997年の「若干規定」4条と同じく、「法律効力」であるとしている。しかし、「法律効力」の中身は必ずしも自明ではなく、むしろ議論の対象となっている<sup>15</sup>。

2007年の規定に関する最高法院研究室の裁判官の評釈によると、「司法解釈が公表され発効すると、最高人民法院を含む各級司法機関はそれを遵守しなければならない」<sup>16</sup>。つまり、司法解釈の効力は「各級国家司法機関」に及ぶとされる。一方、司法解釈を裁判規範としながらも、「法院体系に対して直接的な拘束力を有する」とし、その効力は各級法院に限定されると主張する論者もいる<sup>17</sup>。ただし、司法解釈は裁判規範であることに関して、ほとんど異論がない<sup>18</sup>。

なお、司法解釈は「法律効力」を有するが、それが立法解釈のように、「法律と同等の効力」（立法法47条）を有するという意味ではない。最高法院「裁判文書における法律、法規などの規範性法律文書の引用に関する規定」（法釈[2009]14号、2009年10月26日公布、同11月4日施行）

表1 司法解釈に関する最高法院の規定

効力	法律効力（5条）
判決書における引用の可否	裁判の根拠とする場合に引用可（27条1項）
形式	解釈、規定、批復、決定（6条1項）
発案主体	①最高法院裁判委員会 ②最高法院各裁判業務部門 ③各高級法院・軍事法院 ④全人大・全国政治協商會議代表 ⑤国家機関、社会团体・その他の組織、一般市民 ⑥最高法院が認めるその他の場合（10条1項）
作成担当部署	最高法院研究室（8条）／ 実際の起草作業は最高法院各裁判業務部門が担当（16条1項）
審議・採択機関	最高法院裁判委員会（4条）
公表手段	最高人民法院公報／人民法院報（25条2項）
報告・登録義務	公布の30日以内に全国人大常務委員会に報告・登録〔備案〕しなければならない（26条1項）
改正・廃止	最高法院裁判委員会による決定、手続は制定手続の規定を参照（30条）

2条によると、裁判文書において、複数の規範性法律文書を引用する場合、その順序は法律と法律解釈（立法解釈）、行政法規、地方性法規、自治条例または単行条例、司法解釈となっている。立法解釈は法律と同等の効力を有するため、行政法規に優先するが、司法解釈は「法律効力」を有するとされながら、順番が最後となっている。そういう意味では、司法解釈は一番下位の裁判規範である。

②司法解釈の形式は「解釈」、「規定」、「批復」、「決定」の四種類に分かれる（6条）。「解釈」は裁判業務において、ある法律の具体的な適用問題、またはある種の事件や問題における法律の具体的な適用問題に関する司法解釈の形式である。「規定」は裁判業務において、立法の精神に基づいて、規範や意見を形成する場合に用いる形式である。「批復」は高級人民法院および軍事法院による法律の具体的な適用問題に関する問い合わせに対して、回答として制定される司法解釈の形式である<sup>19</sup>。「決定」は司法解釈を改正または廃止する場合に用いる形式である。そのほか、1997年以降、内地と特別行政区である香港やマカオとの間の司法手続に関する司法解釈はすべて「安排」という規定外の形式で公布されている<sup>20</sup>。

③司法解釈の発案から公布までの流れは以下の通りである。

- イ. 規定された発案主体が司法解釈の制定を発案する。最高法院裁判委員会による発案は決定事項であり、研究室は直ちに立案しなければならないが、その他の主体による発案については、最高法院の研究室が立案するかどうかを決定する（11条）。

1997年の規定と比べて、発案主体の範囲は著しく拡大した。ここでとくに注目に値するのは社会団体や一般市民も発案主体として、司法解釈の制定を提案できるようになったことである。これは国民による司法参加における進歩だと評価されているが<sup>21</sup>、実際に市民による提案で司法解釈が制定された例はごく稀である<sup>22</sup>。今後の運用状況を見て、その意義を改めて検討する必要があると思われる<sup>23</sup>。

- ロ. 司法解釈の起草は最高法院の各裁判業務部門が担当する（16条1項）。人民大衆の利益に係わる問題や特に重大な難問に関しては、社会に草案を公表して意見を求めることができる（17条2項）。

社会に草案を公表して意見を求める条項が追加されたことは注目すべき改正である。これは人民法院が人民大衆の利益の保護を重視していることを意味するとされている<sup>24</sup>。また、「これは人民大衆が司法解釈の制定に参加することを可能にし、司法解釈の制定過程における民主化の色彩をはっきりと体現している」<sup>25</sup>と評価する学者もいる。

- ハ. 裁判委員会は草案が提出されてから3カ月以内にそれを審議し（23条）、採択した場合は司法解釈として院長か常務副院長によって発令される（24条1項）。

それを反対解釈すると「最高人民法院が公布した司法文書は、裁判委員会によって審議・採択されなければ、司法解釈に属さず、法律効力を有しない」<sup>26</sup>ということになる。

- ニ. 以上の手続をふまえて成立した司法解釈は〔最高人民法院公告〕の形で『最高人民法院公報』と『人民法院報』で公布され（25条1項、2項）、公布後の30日以内にそれを全人大常務委員会に報告・登録〔備案〕しなければならない（26条1項）。

「司法解釈規定」は司法解釈の効力、裁判文書における引用、制定手続、公布方法などを具体的かつ明確に規定したため、司法解釈の形式・手続の適正化に関する改革はだいぶ進んだと評価できよう。実際に「人民法院第三次五カ年改革綱要」に司法解釈の手続に関する改革目標が設定されなかったことも、それを証明している。

### (3) 役割と問題点

「決議」2条と人民法院組織法32条の規定を見る限り、司法解釈の対象は「法律と法令」であり、その範囲は「裁判活動における具体的な適用問題」に限られる。しかしながら、司法解釈が実際に果たしている役割は、これらの規定から大きく逸脱している。法の規定が抽象的で原理原則を中心とする場合、司法解釈がそれを明確化・具体化する例もよく見られるが<sup>27</sup>、多くの司法解釈は法解釈の枠組みから離れて、抽象的なルールを形成し、または法律を実質的に修正している。特に下級法院の問い合わせと関係なく、能動的に出された司法解釈（「解釈」と「規定」）は、そ

の能動性がゆえに法解釈の限界を超える場合が多い<sup>28</sup>。

例えば、「預金証書紛争事件の審理に関する若干規定」（法釈〔1997〕8号、1997年12月11日公布、同13日施行）の前文には、「裁判の経験をまとめて、本規定を制定する」と書かれていて、解釈の対象となる法がないものの、裁判経験をまとめて新しいルールを形成していることを明示的に示している。また、「公金流用事件の審理における具体的な法適用の若干問題に関する解釈」（法釈〔1998〕9号、1998年5月9日公布・施行）1条2項は、「公金を流用して、私営会社や私営企業の使用に供することは、公金を流用して個人の使用に供することに当たる」と規定している。これは刑法384条に対する解釈であるが、そもそも公金流用罪の成立には「個人の使用に供すること」が要件であるのに対して、当該司法解釈は「私営会社や私営企業」も「個人」に当たると拡張解釈し、刑法を実質的に修正した<sup>29</sup>。なお、このような拡張解釈は罪刑法定主義に反するため、許されないことだと指摘されている<sup>30</sup>。

司法解釈が立法に代わって法を形成しているのは、法に不備があることも理由の一つであるが、司法解釈の制定権を最高法院に集中すれば、下級の法院や裁判官による恣意的な解釈を防げるし、司法の統一をも維持できるという理念が司法解釈の制度設計に含まれていることも重要な理由である。つまり、「法律と政策を統一に解釈する必要に基づいて……同時に最高法院が全国の法院システムを管理しやすくするために」<sup>31</sup>、司法解釈が生まれたのである。上級司法機関による事前の一般的もしくは個別的な通達によって、法解釈・法適用の統一を図ろうとしていることから、司法解釈は一種の事前統制の手段だと言える。この性格から、司法解釈は抽象的な法形成の役割を担うのに向いていると考えられる。その実効性を確保するために、最高法院は「一部の『解釈』、『規定』類の司法解釈に関して、最高法院の関連する裁判業務廷は専門書を編集し、若干の訓練クラスを組織し、最高法院の裁判官によって下級法院の裁判官に対して、司法解釈の理解と適用について、訓練を行う。各種の専門業務会議においても、新しい司法解釈の精神、原則と具体的な適用について、さらに強調する」など、様々な手段を行使している<sup>32</sup>。

ところが、司法解釈が立法に代わって裁判規範を形成し、重要な法源となっているものの、最高法院が法解釈の限界を超えて法形成を行う場合、全人大と全人大常務委員会の立法権を侵害するとされるため、批判的となっている。「司法解釈の内容は近年一番非難されているところであり、その焦点は司法解釈が司法権を超えて立法権を侵害する問題に当てられている」<sup>33</sup>と指摘されているように、所謂「立法化」は司法解釈の最大の問題点として取り上げられている<sup>34</sup>。この点に関して、最高法院研究室主任を務めていた周道鸞も、「司法解釈は職権の範囲を超えて、法律の条文を修正・変更し、『越権解釈』を行って、立法権または行政権を侵害してはならない。ましてや法律の規定から離れて、新しい法律規範を創造してはならない」、と鮮明な態度を示している<sup>35</sup>。

しかし、法律に規定がない、あるいは制定法の規定が不適切で、現実に合致しないといった問題が存在する限り<sup>36</sup>、司法機関による法形成は避けられない現象だと思われる。問題はむしろ司法解釈が専らトップダウン式のルール形成を行っているところにある。民意を反映できるボトムアップ式の法形成のルートを開かない限り、「最高司法機関は人民が選挙した代表によって構成されているわけではなく、民意を代表する機関ではない。したがって、それによる立法は必然的に

立法機関による立法ほど民意を体现できない』<sup>37</sup>という批判をかわすことはとうてい不可能である。

## 2. 案例をめぐる現状と改革

### (1) 歴史

案例の歴史は司法解釈のそれと違って、あまり注目されていない。それでも、建国後から、現在に至るまで、案例は一定の役割を果たしてきたことは事実であり、それを3つの時期に分けることができる<sup>38</sup>。

①1949年から1985年「最高人民法院公報」で案例が公表されるようになるまでは第1時期である。この時期において、案例は一般的に公開されていなかったが、法院内部では、建国直後から、その収集、整理と研究によって、裁判経験をまとめる活動が展開されてきた。

そして、1962年2月に毛沢東は案例について、以下のような指示を出している。「……刑法と民法を作らなければならない。法律を制定するだけではだめで、案例も編纂しなければならない」<sup>39</sup>と。この指示を受けて、最高法院は同年12月に「人民法院の活動における若干の問題に関する規定」を下達し、「裁判活動をまとめた上で、案例の形式を活用して裁判活動を指導する」ことを指示した<sup>40</sup>。これは案例を裁判活動の指導に用いようとする最初の動きである。しかし、実際に案例を選出して下達した例が見当たらない。たとえ内部文書として下達された案例があったとしても、その数は限られていたと思われる。

文化大革命以降、最高法院は案例を選んで、内部資料として下達するようになった<sup>41</sup>。ただし、この時期に下達された案例は刑事分野に集中していた。刑法と刑事訴訟法は1979年に公布・施行されたが、民法通則は1987年に施行されたものであるため、すでに施行された法律に関する案例が優先されたのではないかと考えられる。また、1980年代初頭において、犯罪に打撃を加えて、社会秩序を維持することが政府の最重要課題であり、司法はそこに重心を置いたことも理由の一つだと思われる<sup>42</sup>。いずれにせよ、当時は各法分野から案例を選択・編纂して、下級法院に下達して裁判活動の参考に供するやり方はまだ確立されていなかった。

②1985年から2004年の「人民法院第二次五カ年改革綱要」が打ち出されるまでは第2時期である。この時期になると、案例は「最高人民法院公報」で正式的に公表されるようになって、少しずつ重視されるようになった。つまり、「1986年以降（原文のママ）……最高人民法院が典型的な案例を公布し続けるという方法で全国の裁判活動を指導しているだけではなく、最高人民法院ないし各級法院はともに典型的で、難解な案例の研究と総括作業を重視している。……それと同時に、全国の各種法学雑誌もより案例に関する研究を重視し、それに関する文章を発表するようになった」というわけである<sup>43</sup>。また、最高法院の活動報告も、公表され下達される案例の範囲が各法分野に及ぶことを示している<sup>44</sup>。

そして、中国における代表的な案例集はほとんどこの時期に創刊したのである。例えば、最高法院の公式案例集として挙げられる『人民法院案例選』と『中国審判案例要覽』は1992年に創刊

したものである。最高法院の各業務庭が編纂した1999年に創刊した『刑事審判参考』や2000年に創刊した『民事審判指導と参考』なども事例を掲載している。なお、これらの出版物によって公表された事例の数は最高法院公報のそれを大きく上回るが、「最高人民法院裁判委員会の議論や最高人民法院の指導者の審査を経ていないため、最高人民法院の観点を完全に代表するものでもなければ、最高人民法院が一定の手続を経て最高人民法院公報で発布した事例を代替するものでもない。その権威性も『公報』で発布された事例と同列に論じてはいけない」とされている<sup>45</sup>。

③2004年、最高法院が「人民法院第二次五カ年改革綱要」を公布して以降は第3時期である。「案例指導制度」の確立が改革の目標として打ち出されて、一つの制度を形成して事例の指導作用を保障しようとする動きがはじめて本格化した<sup>46</sup>。ただし、本来なら「綱要」は2008年までの改革の目標を定めた文書であるため、案例指導制度の確立も2008年年末までに実現されると推測した。しかしながら、当該制度に関する如何なる司法文書も出されていない。つまり、「最高人民法院は案例指導制度に関する規範性文書を制定し、指導性案例の編纂基準、編纂手続、公布方式、指導規則などを規定する」（「綱要」13条後段）という基本目標はまだ達成されていない。

それでも、案例指導制度が打ち出されたことは学界と実務界に大きな影響を与えた。学界では案例指導制度の創設方法やあるべき形式、指導性案例の効力や役割などについて、議論が極めて活発に展開されており、それに関する専門書も出版されている<sup>47</sup>。実務界においては、新しい案例集の編纂を代表とする改革の試みが積極的に行われている。

なお、指導性案例という用語は「綱要」が公布されてから定着したものであるが、最高法院の公式見解によると、最高法院と各地高級法院が公表した事例は指導性案例であるため<sup>48</sup>、1985年に遡って、最高法院の公式出版物に掲載されているすべての事例は指導性案例となる<sup>49</sup>。それ以外の一般の裁判例は単なる「案例」となる。

## (2) 改革に関する議論

案例指導制度が打ち出される前、事例は「各級人民法院による関連事件の審理に対する指導において、重要な参考と参照〔借鑑〕作用を有（し）、司法解釈と違って、「法的拘束力を有しない」とされていた<sup>50</sup>。「……事例の効力は完全に説得的なものであって、裁判人員は裁判活動において、事例を参照するかどうかについて、大きな選択権を持っている。たとえ事例に参照しなくても、本法院の裁判委員会や上級法院にわざわざ説明する必要がなく、何ら責任も負わない」というわけである<sup>51</sup>。結局のところ、事例は法の不足を補って、法の適用を統一するという役割を果たすことが期待されながら<sup>52</sup>、実際に大して役に立っていないと言われている<sup>53</sup>。そこで、事例に拘束力を与えようとして、判例制度の導入や案例指導制度の中身に関する議論が展開されるようになった<sup>54</sup>。

特に、1990年代後半以降、判例制度の導入に関する賛成論は通説となって、あたかも中国で法治を実現するためには、それが不可欠であるかのように議論が展開された<sup>55</sup>。今でも判例制度の導入について慎重な態度を示している論者はいるが<sup>56</sup>、ほとんど影響力を持っていないと思われる。

判例制度を導入する動機は以下の数点に集約される。①法の安定性を重視し、それを直接に修

正せず、判例を通じて、一般条項や抽象的な規定を具体化し、法の不足を補って、新しい裁判規範を形成する機能が期待されている<sup>57</sup>。②法解釈・法適用の統一という意味で、司法の統一を保障する機能が期待されている<sup>58</sup>。法解釈・法適用の統一が実現すれば、法の安定性や予測可能性も高くなると指摘されている<sup>59</sup>。以上の2点は学者が想定する判例制度の基本的な役割である。③判例によってより具体的なルールが裁判官に提供され、上級法院に対する問い合わせの減少が期待できる。それによって上級法院の訴訟への介入をある程度排除できれば、司法の独立性は高くなる<sup>60</sup>。また、事例の公開によって、裁判の透明度が向上し、法院外部からの干渉を抑制できるとも考えられている<sup>61</sup>。④ボトムアップ式の法形成のルートが開かれる可能性も期待されている。つまり、「一般民衆にとって、立法や選挙を通じて法規則を変える望みは薄いですが、司法や訴訟を通じて規則を形成することは可能である……判例法は一種の公衆参加の方式であり、国家機関による立法権の独占という問題を解決し、規則を形成する権利を平等に一人一人の国民に与える」<sup>62</sup>という点において、学者は判例制度に希望を見出している。

①と②に関しては、法院側も事例に同様な期待を寄せているが、③と④に関しては、法院が積極的にそれを承認するとは考えにくい<sup>63</sup>。「綱要」13条は「……指導性事例の法律適用基準の統一作用、下級法院の裁判に対する指導作用、法学理論の発展に於ける作用を重視する」ことを事例指導制度の役割としていることから、裁判官による積極的な法解釈を前提とするボトムアップ式の法形成など、まったく想定されていないことが窺える。その影響で、学界の議論も、基本的には最高法院の意向に同調し<sup>64</sup>、その目標を実現するための制度設計を提言している<sup>65</sup>。

結局のところ、最高法院は従来の司法解釈を補強する道具として、指導性事例を位置づけており<sup>66</sup>、指導性事例も司法解釈と同様に、上意下達的手段として運用されるであろう。それは裁判官を統制する制度であり、裁判官に創意を持って裁判に取り組み、法形成に参加させるという意図が含まれていない。「事例指導制度は新しく創設された制度であるが、新しい裁判官による法形成〔法官造法〕の制度ではない」<sup>67</sup>という指摘は、それを如実に語っている。

### (3) 事例指導制度の現状

事例指導制度に関する「規範性文書」はまだ制定・公布されておらず、制度設計に関する議論も活発に行われているが、新しい事例集の編纂や指導性事例の新しい編集技術の導入など、事例指導制度を確立するための試みはすでにいろいろと行われている。

最高法院の場合、『中国事例指導』という事例集の出版は制度導入の試みの最初の成果である。その最大の特徴は、各事例に付き、[事例指導原則]という裁判要旨に相当する内容が示されていることである。その目的は、争点に関する法院の判断を捨象して、一般化されたルールとして明示し、裁判官に指導性事例を理解させ、より便利に適用できるようにするためである。そして、事例集の前言によると、「これらの事例は裁判の直接的な法律根拠として使うことはできないが、……裁判理由あるいは法廷弁論の理由として使うことができる」<sup>68</sup>。従来引用できないとされてきた事例と一線を画する意図が窺える<sup>69</sup>。ただし、学者や実務家は当該事例集の出版を高く評価しているものの<sup>70</sup>、これらの事例を引用した例は、筆者が調べた限り、一件もないのである。しかも2007年以降、事例集自体の出版が中断され、今になっても再開されていない。「事例指導制

度へ向けての第一歩<sup>71</sup>は決して成功したとは言えない。

他方、案例指導制度に対応して、最高法院が公式出版物に対して行った調整は、今も継続されている。具体的には①2004年1期以降の最高法院公報に掲載された案例には裁判要旨に相当する[裁判摘要]が付け加えられた<sup>72</sup>。②2006年7月3日以降、人民法院報が改版され、週2回(2007年8月1日以降は週1回)専門の一面を設けて、「裁判業務に指導、参照と参考作用を有する案例」を掲載するようになった。一部の案例には[裁判要旨]が付け加えられている<sup>73</sup>。③2007年1月から「人民司法」雑誌の出版を年12期から24期に増やし、その半分を専門的な案例掲載に充てた<sup>74</sup>。④『人民法院案例選』は2005年1輯から個々の案例の冒頭部分に裁判要旨に相当する[要点提示]を掲載するようになった。これらの措置は、具体的な制度設計が確定されるまで、現存の出版物を利用して、編纂技術を改善し、公表される案例の数を増やし、理解しやすいようにする努力として評価できる。

地方法院の場合、特に高級法院は積極的に指導性案例を形成しており、それらを案例集にまとめて公布する動きがよく見られる<sup>75</sup>。表2はその状況をまとめたものである。

当初から非公開の案例集は4つあって(北京市、浙江省、「上海法院裁判要旨選」、吉林省)、今現在でも、その内の3つが公開されていない。こういう状況はすぐ過去の司法解釈を想起させる。つまり、高級法院による指導性案例も案件処理の「秘密兵器」になる可能性がある。実際に非公開の「上海法院裁判要旨選」に従って判決を下す例があることから<sup>82</sup>、その性格は過去の司法解釈に似ていると言えよう。なお、この種の非公開の指導性案例はあくまで裁判官による法解釈・法適用を統一するための道具であり、当事者を説得するための材料にはなり得ない。

編纂技術の面から見ると、最高法院の試みと同様に、浙江省の『案例指導2007~2008年卷』には[裁判要旨]が掲載されており、四川省の『案例指導』にも第2輯まで、[裁判摘要]が掲載されていた(第3輯からは[裁判規則]という名称に変えた)。四川省高級法院院長劉玉順は「典型的な案例はその効果をより良く発揮し、裁判官が事件処理において自覚的に遵守し、しかも社会各界に広く認められる」<sup>83</sup>ことを『案例指導』の出版理由としている。法院の指導者が明確的に裁判官に先例に従うよう要求したのはこれが初めてである(ただし、拘束力を保障する具体的な制度設計は不明である)。

その他、地方法院の試みは、裁判官に案例を投稿するようインセンティブを与えるための措置

表2 各地高級法院の案例集の編纂と公開の状況

	公布の媒体	インセンティブ措置
北京市高級法院	1986年以降『北京法院指導案例』 <sup>76</sup>	不明
上海市高級法院	2006年以降『上海法院裁判要旨選』 <sup>77</sup>	業務の一環として、 裁判官全員に対する動員
	1994年以降『上海法院案例精選』	
浙江省高級法院	2007年以降『案例指導』 <sup>78</sup>	不明
江蘇省高級法院	2003年6月以降『參閱案例』(内部発行) <sup>79</sup>	不明
四川省高級法院	2005年以降『四川省高級人民法院案例指導』 <sup>80</sup>	業務評定における加点、 1件300元の原稿料
吉林省高級法院	2006年12月以降『吉林案例判解』(内部発行) <sup>81</sup>	年末業務評定における優遇、奨励

をも用意しており、注目すべきである。上海市高級法院の措置はあくまで表面的な動員であるが、四川省と吉林省のやり方は直接的な利益誘導であり、いずれも裁判官のやる気を引き出そうとしている。ただし、その実際の効果について、まだ検証する必要がある（300元の原稿料は低すぎると思われる）。

## むすび

司法解釈と事例指導制度の現状を見る限り、裁判官が具体的な事件を解決するために下した判断が事実上の法規範を形成するには、指導性事例の編集者（一般的には最高法院と高級法院の研究室の裁判官が担当する）に選ばれて公表されるという道を通るしかない。しかし、裁判官が積極的に法解釈を行うよう動機づけられていない限り、そもそも指導性事例の候補となる事例の質と量を確保するのは困難である。指導性事例の拘束力を保障する規定がなければ、裁判官が先例に従うかどうかは従来の通りに恣意のままとなるだろう。結局、司法による法形成はなお最高法院による抽象的なルール形成活動を通じて行われていると言わざるを得ない。裁判官による創造的な法解釈があっても、指導性事例の編集者にとっては、それが選択肢の一つにすぎない（しかも、投稿されなければ、編集者の目に入ることもない）。

そして、最高法院の意図からすると、「事例指導制度」の確立にかかる改革は、法解釈・法適用の統一を図り、裁判官の自由裁量権を制限することを目的としており、個々の裁判官による法形成活動を認めていない。つまり、改革は法解釈のあり方や最高法院による法形成のやり方に変化をもたらそうとしているわけではない。逆に、司法解釈を補強するという位置づけからすると、指導性事例も上意下達の道具として使われることになるだろう。

ただし、一部成功しなかった試みがあるものの、事例指導制度の導入をめぐる改革は少しずつだが、着実に進んでいる。「裁判要旨」の掲載も、新しい事例集の編纂も、指導性事例の形成への参与を奨励する措置の導入も、指導性事例をより理解しやすく、より便利にアクセスでき、より裁判による法形成にとって開放的なものへと変容させている（最高法院の意図に関わらず）。従来、裁判による法形成の障害とされてきた裁判官の資質の不足の問題も改善されつつある<sup>84</sup>。このような変化に応じて、裁判官も少しずつ意識を変え、より積極的に法解釈を行うようになり、裁判による法形成に取り組むようになることを期待したい。

\* 本稿は2009年6月の「社会体制と法」研究会における報告を加筆修正したものであるが、博士論文の作成中に得られた知見も取り入れている。なお、博士論文は2010年2月26日に北海道大学大学院法学研究科に提出済みである。

## 注

- (1) 劉青峰『審判解釈引論』（法律出版社、2004年）29頁参照。
- (2) 司法解釈はその圧倒的な量と規定の細かさにより、裁判の場ではもっとも重要な役割を果たしている法源だと言われている。木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門（第4版）』（有斐閣、2006年）99頁参照。
- (3) 最高人民法院が公布した案例は裁判において、参照の対象となる資料の一つとされている。周道鸞「中国案例制度的歴史発展」法律適用2004年5期5～6頁参照。
- (4) 議論の状況について、拙稿「現代中国における司法による法形成の現状と改革——日本との比較の視点から」北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル14号54～59頁参照。
- (5) 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門（第5版）』（有斐閣、2009年）45頁参照。
- (6) 鈴木賢「中国司法における案件処理の『秘密兵器』」[梁国慶『新中国司法解釈大全』北京・中国検察出版社、1990年] 東方1992年3月号、31～32頁参照。
- (7) 婚姻法（1950年4月13日採択、同5月1日施行）は建国直後に成立したが、婚姻問題に関する司法解釈はほとんど下級法院による問い合わせに対する回答であり、その内容もほとんど婚姻法の規定を解釈するものではなかった。
- (8) 最高人民法院研究室編『中華人民共和国最高人民法院司法解釈全集・第1巻』（人民法院出版社、1994年）に掲載されている最も古い司法解釈の文書番号は「法秘字第14号」である。「秘字」は機密文書であることを示している。公開された司法解釈の中で一番古いものであるが、振られた番号を見る限り、それよりも古い司法解釈もあると考えられる。
- (9) 董皞『司法解釈論』（中国政法大学出版社、1999年）138頁参照。
- (10) 紀誠『最高人民法院司法解釈・一個初步的考察』（中国政法大学出版社、2007年）23頁参照。
- (11) 謝宝紅「走向正義——中国司法解釈的实践路径」最高人民法院編『人民法院改革開放三十年論文集』（人民法院出版社、2008年）501頁参照。
- (12) [XXXX] は公布された年を示している。
- (13) 「この規定は一定の程度において法体系における司法解釈の地位を高めた。司法解釈は事実上それから我国の重要な裁判根拠の一つとなった」とされている。謝宝紅・前掲注（11）503頁参照。
- (14) 紀誠・前掲注（10）27頁参照。
- (15) そもそも最高人民法院には自分で司法解釈の効力を決める権限がないと批判する学者もいる。司法解釈を裁判規範としつつも、その効力が「法律効力」だと宣言するのは立法権に対する侵害だと主張されている。趙鋼「我国司法解釈規則的新發展及其再完善——『07規定』与『97規定』的比較分析」現代法学2008年4期184頁参照。
- (16) 吳兆祥「『關於司法解釋工作的規定』的理解与適用」人民司法・応用2007年5期29頁。
- (17) 謝宝紅・前掲注（11）502頁。
- (18) なお、司法解釈は何ら拘束力もなく、参考価値しかないと主張する論者もいる。王軍「質疑司法解釋的權威」湖州師範学院学報2006年6期93頁以下参照。
- (19) 下級法院の問い合わせに対する回答として出される「批復」は、審級制度を形骸化し、司法の独立にも反するものとして、よく問題視される。紀誠・前掲注（10）142～143頁、董皞「我国司法解釋体制及

- 其改革芻見」法商研究2001年5期24～25頁参照。
- (20) 例えば、「内地と香港特別行政区の法院の間における当事者による管轄協定のある民事事件の判決の相互認定と執行に関する安排」（法釈〔2008〕9号、2008年7月3日公布、同8月1日施行）はそれである。
- (21) 吳兆祥・前掲注（16）31頁参照。
- (22) 筆者が知る限り、市民による司法解釈の制定の提案が最高人民法院の年度計画に入った例は2件ある。それぞれ、北京市新啓蒙公民参与立法研究所の熊偉による「村民委員会の委員を違法に免職、停職、配置転換することなどについて行政訴訟を提起できるかどうかに関して司法解釈を作成する建議」と河北省民主建国会会員趙英良による「『契約時に拇印しか押していないことをどう認定すべきか』に関する司法解釈の制定を提案する建議書」である。王闕闕「最高法首次統一制定司法解釋立項計畫」法制日報2007年8月16日1面参照。そして、実際に市民の提案によって司法解釈が制定されたのは後者だけである。それに対応する司法解釈は最高人民法院「中華人民共和國契約法の適用の若干問題に関する解釋（二）」（法釈（2009）5号、2009年4月24日公布、同5月13日施行）5条である（拇印はサインや印鑑と同じ効力を持つとされる）。
- (23) 一部の学者はこれが市民による司法参加であり、司法における民主化の体现であると評価している。沈巖「司法解釋的『民主化』和最高人民法院的政治功能」中国社会科学2008年1期100～102頁、魏麗娟「我國民事司法體制改革的現狀、困境与出路」福建法学2008年3期44頁参照。
- (24) 吳兆祥・前掲注（16）31頁参照。
- (25) 趙鋼・前掲注（15）183頁。
- (26) 吳兆祥・前掲注（16）30頁。
- (27) 80年代初頭の状況と違って、今は法律の数も質もかなり向上したため、法律の解釈を必要とする場面はまだあるが、それを司法に委ねる必要がもはやないと主張している学者もいる。汪全勝「司法解釋正当性的困境及出路」国家檢察官学院学報2009年3期91頁参照。
- (28) 孫笑俠＝夏立安『法理学導論』（高等教育出版社、2004年）204～205頁参照。
- (29) 最高人民檢察院が全国人民代表大会常務委員会による立法解釋を申請したのを受けて出された2002年の立法解釋「中華人民共和國刑法第384条第1項に関する解釋」は、「個人の使用に供する」ことを司法解釋と似たような意味で解釋した。坂口一成「中国における立法解釋活発化の背景－刑法の立法解釋を素材として－」社会体制と法4号（2003年）91～92頁参照。
- (30) 周其華「刑法司法解釋應遵循的原則研究」中国社会科学院研究生院学報2004年6期34頁参照。
- (31) 紀誠・前掲注（10）41頁。
- (32) 楊咏梅「最高法院对下級法院：個案審判之外的影響」左衛民『最高法院研究』（法律出版社、2004年）384頁。
- (33) 董皞・前掲注（9）228頁。
- (34) 9期人大3次會議で立法法を審議する時、西南政法大学の教授である趙学清という人大代表は「司法解釋は立法を取って代ってはならない。目下、一部の司法解釋は法律の不足を見出してそれを補い、立法を補充している。これはすでにその権限を超えている」、と司法解釋の立法化を批判した。法形成は人大の専属権能だとする認識がはっきりと示された。「中国立法邁入科学規範化時代」<http://news.sina.com.cn/comment/2000-3-22/74370.html>（最終訪問日、2009年12月10日）参照。

- (35) 周道鸞「論司法解釈及其規範化」中国法学1994年1期94頁。
- (36) これは司法解釈の立法化の最大の要因だと指摘する学者もいる。袁明聖「司法解釈立法化現象探微」法商研究2003年2期6～7頁参照。
- (37) 李文麗「刑法司法解釈の功過評析和出路」科技信息（學術研究）2007年13期109頁。
- (38) 以下の記述については、周道鸞「中国案例制度的歴史發展」法律適用2004年5期2～7頁を参照した。時期の区分は筆者によるものである。
- (39) 劉樹徳「析判例在兩大法系中的地位和作用」人民法院報2003年8月11日B4面参照。
- (40) 劉樹徳・前掲注(39)参照。
- (41) 最高人民法院の内部文書として下達された案例集の例として、全部で34件の刑事事件の案例を収録した、1984年5月24日と12月22日に下達された『刑事犯罪案例選編（一）』（[84]法辦字第70号）と『刑事犯罪案例選編（二）』（[84]法辦字第129号）などがあるが、筆者未見である。周道鸞・前掲注(38)4～5頁参照。また、毎年、の全人大における最高人民法院長による活動報告も、案例を下達して、事件処理の参考に供することに触れていた。1982年5期人大5次會議の江華院長の報告や1984年6期人大2次會議の鄭天翔院長の報告などがそれである。活動報告は最高法院のホームページで確認できる。<http://www.court.gov.cn/html/fyls/more.shtml?location=0401000000>（最終訪問日、2009年11月30日）
- (42) 董皞主編『中国判例解釋構建之路』（中国政法大学出版社、2009年）53頁参照（譚焯傑）。
- (43) 武樹臣「判例意識的覺醒与判例機制的誕生」武樹臣主編『判例制度研究（上）』（人民法院出版社、2004年）序・6～7頁。
- (44) 例えば、1988年7期人大1次會議において、鄭天翔院長は刑事のほか、民事・經濟事件の案例も公表していることを報告した。
- (45) 周道鸞・前掲注(38)7頁。
- (46) ただし、「指導」という言葉の意味は必ずしも明らかにされているわけではない。
- (47) 沈徳咏主編『中国特色案例指導制度研究』（人民法院出版社、2009年）がそれである。収録された論文のほとんどは裁判官によるものである。
- (48) 肖揚「人民法院10年司法改革取得12項突破性進展」[http://news.xinhuanet.com/newscenter/2007-11/23/content\\_7134427.htm](http://news.xinhuanet.com/newscenter/2007-11/23/content_7134427.htm)（最終訪問日、2009年3月5日）参照
- (49) 上海市を除けば、各地高級法院の公式案例集は全部2004年以降の出版物である。
- (50) 周道鸞・前掲注(38)5、7頁。
- (51) 龔稼立（最高法院裁判官）「關於先例判決和判例指導的思考」河南社会科学2004年2期18～19頁。
- (52) 1988年7期人大1次會議における鄭天翔院長による最高法院活動報告は、刑事事件について、量刑を統一すること、民事・經濟事件について、範例を提供することを案例の役割だと述べている。学者も案例に同様な期待を寄せていた。武樹臣「對十年間大陸法學界關於借鑑判例制度之研討的回顧与評說」武樹臣主編『判例制度研究（上）』367～369頁参照。
- (53) 丁海湖「我国『案例公布制度』的実証考察及其形式」当代法学2008年7期142頁参照。
- (54) 董皞・前掲注(42)3～6頁（董皞）参照。
- (55) 徐景和によると、判例制度は制定法の不足の補完、政策法の欠陥の克服、裁判官の資質の向上、司法の統一、自由裁量の規範化、司法の独立の保障、司法に対する信頼の増強、司法効率の向上、司法公正

- の実現といった機能を果たせる。まさに法治を実現するための万能薬である。徐景和『中国判例制度研究』（中国検察出版社、2006年）16～55頁参照。
- (56) 張慶旭「『判例法』質疑」比較法研究2002年4期109頁以下参照。
- (57) 許江＝羅勇「論法的不確定性与判例法之引進」江蘇行政学院学報2004年3期104頁参照。なお、判例による法形成は罪刑法定主義の形骸化をもたらす可能性があるとして、原則的にはその運用を民商事事件と行政事件に限定すべきだと主張する論者もいる。曹三明「中国判例法的傳統与建立中国特色的判例制度」法律適用2002年12期37頁参照。
- (58) 陳大剛「論判例法方法在我国法制建設中的借鑑作用」武樹臣主編『判例制度研究（上）』78～79頁参照。
- (59) 阮防＝邵培章＝李唐「試論建立我国的判例法制度」法学評論2005年4期86頁参照。
- (60) 陳衛東＝李訓虎「先例判決・判例制度・司法改革」法律適用2003年1～2期合併号24頁参照。
- (61) 王曉莉「刑事司法判例及其在我国的合理定位」六盤水師範高等專科學校学報2003年2期46頁参照。
- (62) 李線玲＝郭建松「小議判例制度的可行性」邢台学院学報2004年1期46頁。
- (63) 特に③に関連して、裁判官に対する統制を強化する動きが見られる。最高人民法院は2010年1月27日に111カ条からなる「人民法院職員〔工作人員〕処罰条例」（法発〔2009〕61号、2010年1月27日施行）を公布した。今までの懲戒規定の集大成とも言える当該条例の公布・施行は、裁判官に対する規制を強化する動きとして見る事ができる。
- (64) 鄧永昌＝劉克毅「論案例指導制度的法律定位」法律科学2008年4期136頁、郎貴梅「論指導性案例的作用、發布、効力及其性質」沈德咏主編『中国特色案例指導制度研究』274頁参照。なお、『中国特色案例指導制度研究』に掲載されている多くの論文は、法律適用基準の統一を案例指導制度の中心的な価値とみなして、議論を展開している。
- (65) 一般の案例と区別して、指導性案例の実効性を確保するためには、その拘束力を保障する制度を形成すべきだという主張が有力であるのに対して、最高人民法院はそれに拘束力を与えるつもりがないようである。沈德咏(最高人民法院副院長)「以求真務実和改革創新精神探索建立中国特色案例指導制度」沈德咏主編『中国特色案例指導制度研究』代序5頁参照。
- (66) 最高人民法院が公募した案例指導制度の研究課題を請け負った研究グループはそのような意見を示している。北京市高級人民法院課題組「關於完善案例指導制度的調研報告」、人民法院報社課題組「關於案例指導制度的調研報告」最高人民法院研究室編『審判前沿問題研究——最高人民法院重点調研課題報告集（上冊）』（人民法院出版社、2007年）357頁、454～456頁参照。
- (67) 劉作翔「我国為什麼要实行案例指導制度」法律適用2006年8期8頁。張亞東「關於案例指導制度的再試行」法律適用8期34～35頁も同旨。
- (68) 最高人民法院＝最高人民檢察院『中国案例指導2005年第1輯・民事卷』（法律出版社、2005年）前言1頁。
- (69) 例えば、北京市高級法院による「判決書における法律等の援用の規範化問題に関する指導意見」（2005年12月14日下達）10条後段によると、「判決書の中に、最高人民法院が公布した案例、または北京市高級法院が公布した『北京法院指導案例』やその他の案例を引用してはならない」とされている。本案例集と明らかに異なる立場を取っている。
- (70) 張騏「試論指導性案例的『指導性』」法制与社会發展2007年6期48頁、案例指導課題組「檢察機關案例指導制度的可行性及其途徑」華東政法大學学報2007年6期91頁参照。

- (71) 中国社会科学院法学所法理室調研組「中国案例指導制度調研報告」最高人民法院研究室編『審判前沿問題研究——最高人民法院重点調研課題報告集（上冊）』407頁。
- (72) 「裁判摘要」の内容と編纂技術に関する研究として、鄧志偉＝陳健「指導性案例裁判要旨的価値及其實現——以最高人民法院公報案例為研究对象」法律適用2009年6期40頁以下、袁秀挺「我国案例指導制度的實踐運作及其評析——以『最高人民法院公報』中的知識產權案例為对象」法商研究2009年2期102頁以下参照。
- (73) 人民法院報理論部「為推進应用法学研究尽心力」人民法院報2006年7月3日5面参照。
- (74) 柳福華「開啓審判案例宝庫之門」人民法院報2007年6月4日5面参照。作者は『人民司法』の編集長である。
- (75) 江蘇省南京市中級法院、河南省鄭州市中級法院、上海市第二中級法院、遼寧省瀋陽市中級法院などの中級法院もそれぞれ独自の制度形成を試みている。ただし、中級法院は指導性案例を公布する権限を有しないとされているため、ここは具体的な検討を省略する。活動報告として、それぞれ、黄偉峰「案例指導制度的探索与思考——以南京地区的實踐為例」、朱世鵬＝李文兵「鄭州市兩級法院探索案例指導制度的實踐与思考」、沈志先＝劉立＝范黎紅「中級人民法院發揮案例指導作用的探索与思考」、張東波「建立案例指導制度的實証報告」沈德咏主編『中国特色案例指導制度研究』48頁以下、72頁以下、94頁以下、123頁以下参照。
- (76) 前身は『參閱案例』（内部発行）である。2004年に『北京法院指導案例』に改版され、2006年に内部発行から一般的に出版されるようになった。北京市高級人民法院課題組・前掲注（66）348頁参照。
- (77) 当該裁判要旨集は上海市法院イントラネットの専用サイトに掲載されており、イントラネットに接続できるパソコンからそれを閲覧することができる。上海市高級人民法院研究室「規範与示範並重、多級網絡互動——上海法院構建案例指導制度的實踐与思考」沈德咏主編『中国特色案例指導制度研究』62頁参照。
- (78) 雑誌（季刊）自体は内部発行であるが、法院のホームページに電子版を掲載している。浙江法院網 [http://app.zjcourt.cn/main/article\\_list\\_law.jsp?catalog\\_id=20060320000038](http://app.zjcourt.cn/main/article_list_law.jsp?catalog_id=20060320000038)（最終訪問日2010年1月31日）参照。また、1～8期をまとめた案例集として、『案例指導2007～2008年卷』（法制出版社、2009年）も出版された。
- (79) 北京市高級人民法院課題組・前掲注（66）347頁参照。
- (80) 李少平「構建案例指導制度之實踐与思考——以四川法院為例」沈德咏主編『中国特色案例指導制度研究』85頁以下、陳明国「我国案例指導制度建立的若干問題——以四川省高院為例」法律適用2008年11期83頁以下、北京市高級人民法院課題組・前掲注（66）347～348頁参照。
- (81) 劉岩「指導性案例的推選与發布程序研究——从吉林省案例工作實踐展開的思考」沈德咏主編『中国特色案例指導制度研究』105頁以下参照。
- (82) 上海市高級人民法院研究室・前掲注（77）64頁参照。
- (83) 劉玉順『四川省高級人民法院案例指導（第3輯）』（人民法院出版社、2009年）序2頁。
- (84) 最高法院と高級法院の裁判官の資質は相対的に高いことは昔から言われてきたが（鄧修明『刑事判例機制研究』（法律出版社、2007年）270頁参照）、近年では、「基層法院裁判官の専攻、知識構造が大きく変化し、法律水準と業務水準が明らかに進歩しており、司法隊列の全体の資質は大幅に向上している」とされている。中国社会科学院法学所法理室調研組・前掲注（71）414頁。